平成２４年６月２２日
東京都福祉サービス評価推進機構

平成２４年度における検討事項について

平成２４年度は、東京都福祉サービス評価推進機構において、次の事項について検討する。

（１）新規評価対象サービスに係る共通評価項目の策定

・介護保険法における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」

・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

（２）利用者調査の見直しについて

（３）その他の検討事項

（１）新規評価対象サービスに係る共通評価項目の策定

①介護保険法における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」

以下の２点により、事業評価及び利用者調査の共通評価項目を策定する。

○ 介護保険法の改正により、地域密着型サービスに「定期巡回･随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」が新設され、運営基準に、自己評価及び外部評価の義務付けが規定されたこと。

○ 東京都において、地域密着型サービスの外部評価には、福祉サービス第三者評価を位置づけており、当該2サービスについても同様に取り扱うこととしていること。

②自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）

自立援助ホームについては、平成23年度に項目を検討し、今年度試行調査を実施している。その試行調査結果を踏まえ検討し、平成25年の評価実施にむけて項目を確定する。

（２）利用者調査の見直しについて

東京都の第三者評価の特徴の１つとして、利用者のサービスの意向を把握するために行う「利用者調査」及び「事業評価」を併せて実施することとしている。

第三者評価制度開始後１０年が経ち、福祉サービス利用者の高齢化や障害の重度化等、利用者像が変化していると思われるが、利用者調査の評価手法等については、これまで大きな見直しを行っていないため、現在の評価手法がサービス実態に合ったものとなっているのか、また、都民への情報提供及び事業者のサービスの質の向上に資するものとなっているのかについて、これまでのデータを分析、検証を行い、見直しを行う。

見直しにあたっては、評価手法ワーキングの下部組織として評価手法小ワーキングを設置し、検討する。

（３）その他の検討事項

評価手法の検証など、福祉サービス第三者評価システムを改善するために必要な事項について検討する。